



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成28年5月12日

住所 札幌市東区北一九条東一丁目1番1号

氏名 環境エンジニアリング株式会社 代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日	平成28年5月12日	許可番号	空環生第447号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） ----- 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	北海道美唄市字茶志内2657番3、2657番4、2658番1、8995番 北海道美唄市字サンクワ美唄1802番3、1804番5、2463番34		
処理能力	面積 46,804m ² 、容量 438,151m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> —有— ・ 無 </div>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		